



りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 1 月 5 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「上海市一部業種に対する営業税から増値税への試験移行について」

2011 年 10 月 26 日中国国務院は 2012 年 1 月 1 日より、上海市において営業税を増値税に試験的に変更することを決定し、11 月 16 日財政部と中国国家税務総局は「上海における営業税から増値税への試験移行に関する通知」を発表しました。主な内容は以下の通りです。

■ 主な内容について

該当する業種	一、交通運輸サービス(陸運、海運、航空運輸、パイプライン運輸) 二、一部の先進型サービス業 ①研究開発及び技術開発 ②情報技術 ③著作・知的財産・デザイン・広告など ④物流関連サービス ⑤コンサルティング ⑥有形動産リース
増値税率	一般納税人資格者の場合 ①有形動産リース:17% ②交通運輸サービス:11% ③上記「該当する職種一二の①～⑤」:6% ④その他サービス:0%(財務部や国家税務局から指定されるサービス) 小規模納税人資格者の場合 業種問わず一律 3% ※ 一般納税人資格の認定: 年間売上高が 500 万人民元以上の企業を対象とする。 (既に一般納税人資格を取得された企業は新たな一般納税人資格の認定手続きは不要。)
増値税の計算方式	一般納税人資格者に対する一般計算方式 増値税納付額 = 売上増値税額 - 仕入増値税額 ※ 売上高を計算する際に、上海内外の営業税納税者に対する支払額を控除することができる。 ※ 仕入先から発行された増値税専用発票に記載される増値税は仕入増値税額として認められる。 ※ 交通運輸サービスを提供する小規模納税者の増値税専用発票は合計額の 7%が仕入増値税額として認められる。 小規模納税人資格者に対する簡易計算方式 増値税納付額 = 課税売上 × 徴収率 (3%)

■ 本試験移行の意義

営業税が仕入控除を認めていないことにより、増値税と営業税をそれぞれ徴収すると、二重課税が生じ、中国内のサービス業の価格競争力を阻害しているといわれていました。今般の方案によって、重複課税問題の解消や一部のサービス業の減税が期待されています。具体的な運用はこれからであり、不明な点もありますので、ご注意ください。

出所: 中国人力資源・社会保障部ホームページ
照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載